

成長産業等企業育成事業審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成長産業等企業育成事業を実施するに当たり、成長産業等企業育成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 市長は、成長産業等企業育成事業の目的に適した中小企業者を支援対象者として決定するため、次に掲げる事項について、審査委員会の委員から意見を聴取する。

- (1) 申請者の審査に関すること。
- (2) 申請者の順位に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項の協議に関すること。

(委員)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、書面により実施するものとする。ただし、市長が必要であると認める場合は、招集して開催するものとする。

2 市長は、書面による会議の実施に当たり、当該書面の返信期日を指定し、申請者から提出された書類を全委員に送付するものとする。この場合において、当該返信期日内の委員の過半数からの返信をもって会議が成立されたものとする。

3 審査委員会は、原則非公開とする。

(審査方法)

第5条 申請者の審査方法は、別に定める成長産業等企業育成事業審査要領に基づき、申請者から提出された書類をもとに審査を行う。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、産業振興部産業振興課が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月30日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

審 査 委 員 会
下関市産業振興部産業振興課に属する者
公益財団法人やまぐち産業振興財団事業支援部に属する者
地方独立行政法人山口県産業技術センター技術支援部に属する者
西中国信用金庫地域サポート部に属する者
下関商工会議所中小企業振興部に属する者